

新潟県森林・林業基本戦略推進検討会設置要領

令和5年2月28日制定

第1 設置目的

新潟県森林・林業基本戦略（以下、「林業基本戦略」という。）の取組内容や目標の達成状況を検証・評価し、今後の推進方法に反映させるため、新潟県森林・林業基本戦略推進検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

第2 検討事項

検討会は、次の事項を検討する。

- （1）林業基本戦略の検証・評価について
- （2）その他必要な事項

第3 検討会の構成及び検討委員

別紙の関係機関・団体等で構成し、林業基本戦略の取組内容等を検証・評価するため、毎年度検討会を開催する。

なお、令和4年度から6年度までの前期3年間を検証・評価する令和7年度（中間年）と令和7年から10年までの後期4年間を検証・評価する令和10年度（最終年）に開催する検討会は、各構成機関・団体等の長等を基本に検討委員とし、それ以外の年度で開催する検討会は、各構成機関・団体等の実務担当者等を主体として検討委員に充てる。

第4 庶務

検討会の庶務は、農林水産部林政課において処理する。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

本要領は、令和5年2月28日から施行する。